



平成22年9月17日

武藤久資様

大阪地方裁判所事務局総務課長 竹口智之

司法行政文書開示通知書

平成22年7月13日付けで申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

- (1) 裁判員経験者の記者会見に関する実施状況調査票（片面で55枚）
- (2) 平成21年8月17日付け大阪地方裁判所長作成「裁判員経験者の記者会見について」（片面で6枚）
- (3) 平成21年8月17日付け大阪地方裁判所長ら作成「確認事項」（片面で16枚）
- (4) 「総務課長等からの記者会見の留意事項説明（骨子）」（片面で5枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)及び(3)の司法行政文書には、次のとおり、情報公開法第5条に定める不開示情報に相当する情報が記載されており、この情報が記載されている部分を不開示とした。

(1) 1の(1)の文書について

ア 個人識別情報（被告人氏名等）及び開示すると個人の権利利益を害するおそれがある情報（被告事件名等）が記載されており、これらの情報は、同条第1号に定める不開示情報に相当する。

イ 裁判員等経験者の守秘義務違反のおそれのある発言及びその指摘に関する情報が記載されており、そのうち評議の秘密その他の職務上知り得た秘密にあたるおそれのある情報は、開示すると率直な意見の交換が不当に損なわれ

るおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第5号及び第6号に定める不開示情報に相当し、その他の情報は、開示すると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同条第6号に定める不開示情報に相当する。

(2) 1の(3)の文書について

法人情報（法人印の印影）及び個人識別情報（氏名等）が記載されており、これらの情報は、同条第2号イ及び同条第1号に定める不開示情報に相当する。

3 開示の実施方法

(1) 1の文書については、閲覧及び謄写ができる。

(2) 閲覧の場所

大阪地方裁判所事務局総務課

(3) 開示実施の期間

平成22年9月27日から平成22年10月26日まで（土、日、祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）

平成22年9月17日

武藤久資様

大阪地方裁判所事務局総務課長 竹口智之

司法行政文書不開示通知書

平成22年7月13日付けで申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称

- (1) 裁判員裁判終了後に、裁判所が裁判員および補充裁判員に対して、記者会見への出席の可否について説明を行う際、その説明の基本的内容、注意事項等のガイドラインを示した最高裁判所の通知、通達、要綱その他付随関連する一切の記録
- (2) 裁判員裁判終了後に、裁判所内で行われる記者会見に立ち会う、裁判所職員が、記者のどのような質問が不相当であると判断をし、裁判員のどのような回答が守秘義務違反にあたるかを判断する基準を示したもの、および質問や回答を制止する際のタイミングや文言、方法、注意事項等を示した最高裁判所の通知、通達、要綱その他付随関連する一切の記録
- (3) 裁判員裁判終了後に、裁判所内で行われる記者会見に立ち会う、裁判所職員が、記者のどのような質問が不相当であると判断をし、裁判員のどのような回答が守秘義務違反にあたるかを判断する基準を示したもの、および質問や回答を制止する際のタイミングや文言、方法、注意事項等について、大阪地方裁判所が独自に取りまとめ作成したガイドライン、手引き等その他付随関連する一切の記録

(4) 裁判員裁判終了後に、大阪地方裁判所内で行われた記者会見に立ち会った裁判所職員の報告事例をもとに検証した研究会等の会議録および研究会等において配布された資料等その他付随関連する一切の記録

2 開示しないこととした理由

1の(1)から(4)までの司法行政文書は、いずれも存在しない。